

3 林整治第 1537 号  
令和 3 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定についての一部改正について

国家戦略特別区域諮問会議（第 37 回（平成 30 年 12 月 17 日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたことを踏まえ、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項に定める国家戦略特別区域において保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除の特例措置を、国家戦略特別区域における「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林整治第 2704 号林野庁長官通知）において定めたところであるが、成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において当該特例措置の全国展開を実施することとされたところである。

このため、保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について（平成 2 年 6 月 11 日付け 2 林野治第 1868 号林野庁長官通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、適切な対処をお願いします。

なお、保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定についての一部改正について（令和 3 年 12 月 14 日付け 3 林整治第 1457 号林野庁長官通知）は、これを廃止する。

（担当：治山課企画班 内線 6190）

(別紙)

- 保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 解除の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 解除の要件 (略)</p> <p>(1) 「指定理由の消滅」による解除</p> <p>ア 用地事情等</p> <p>保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。<u>ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。</u>この場合において、都道府県知事は、保安林の指定を解除したときは、<u>製造場整備事業の事業区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第27条第1項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。</u></p> <p>(7) <u>製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な</u></p>	<p>第2 解除の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 解除の要件 (略)</p> <p>(1) 「指定理由の消滅」による解除</p> <p>ア 用地事情等</p> <p>保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。</p>

各種土地利用計画に即したものであること。

(イ) 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること

。

(ウ) 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。

(エ) 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること

。

(オ) 既存事業の事業区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。

(カ) 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。

(キ) 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の35%以上確保されるものであること。

イ～オ（略）

(2)（略）

(3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(7) 都道府県知事は、解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、3の(1)のオの代替

イ～オ（略）

(2)（略）

(3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(7) 都道府県知事は、解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、3の(1)のオの代替

施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

① 主要な代替施設（法第 26 条第 1 項に規定する保安林にあっては林野庁長官に、法第 26 条の 2 第 1 項に規定する民有林である保安林にあっては都道府県知事に事前に協議した代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調整施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。

② 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。

③ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。

④ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。

⑤ 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

また、法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29

施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。

また、法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第 29 条又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき改めて通知又は告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第 29 条又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき改めて通知又は告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(イ) (略)

イ (略)

(4) (略)

(イ) (略)

イ (略)

(4) (略)